

# 深夜区分及び早朝区分の 使用料・手数料の改定についてのお知らせ

令和8年5月吉日  
SANスポーツマネジメント芦屋

平素はシンコースポーツ体育館・青少年センター並びにシンコースポーツグラウンド、東浜公園、西浜公園及び芦屋中央公園有料施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、条例改正により以下のように利用料・手数料が改定となりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

## 【改定時期】

新料金は、令和8年7月1日から適応します。

ただし、令和8年6月30日までに手続きが完了したもの（許可書を交付した予約分など）に限り、改定前の使用料を適用します。

## ①深夜区分の利用料・手数料の改定

（体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）に伴う

	改正後 (円)	現行 (円)
競技場 1	10,360	8,640
競技場 2	10,360	8,640
剣道場	4,270	3,560
柔道場	4,270	3,560
控え室	2,230	1,860

※ 21:00～23:00の利用料金

※ 減免・加算の割合についての改定はありません。

## ②早朝区分の利用料・手数料の改定

（体育館・青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）に伴う

	改正後 (円)	現行 (円)
競技場 1	2,590	2,160
競技場 2	2,590	2,160
剣道場	860	720
柔道場	860	720
控え室	700	590

※ 競技場A区分（9:00～11:50）を大会利用される団体のみ申請可能

※ 1時間当たりの料金（早朝1（7:00～8:00）早朝2（8:00～9:00））

※ 減免・加算の割合についての改定はありません。

## 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針について

芦屋市では、サービス利用者に適正な負担を求め、受益と負担の適正化を図ることを目的とした「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」を令和4年4月に策定しました。

「使用料・手数料」は、特定の行政サービスの利用者が、その受益の範囲内でサービスの対価を負担するものであり、「受益者負担の原則」の観点から、利用者と非利用者との間に不均等が生じることがないように、利用者への適正な負担を確保する必要があります。そのため、公益施設に関わる維持管理経費の増減や消費税率の改定などの社会経済情勢の変化を反映することができるよう、統一的な基準に基づき算定根拠を明らかにして、原則として4年に一度見直しをおこない、サービスの利用者との公平性の確保を図ります。

芦屋市総務部財務室財政課からのお知らせより抜粋